平成２４年（フ）第４６０号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番３―404号　牧港団地
債務者　森田　也子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７１号
和歌山県海南市野上新76番地
債務者　岡本　成司
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３３号
和歌山市園部887番地の３
債務者　谷口　雅樹
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５７号
和歌山市木ノ本500番地の２プレジール木ノ本Ⅱ106号
債務者　永瀬　勝三
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１８号
秋田市外旭川八柳１丁目２番21号
債務者　豊嶋恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４８号
秋田市仁井田目長田１丁目12番13号、前住所秋田市仁井田新田３丁目６番25号　オレンジハウス102
債務者　武田　貴代
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５４号
秋田市新屋大川町12番21―２号
債務者　池田　幸久
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８８号
神戸市長田区上池田３丁目14―18、住民票上の住所神戸市長田区松野通１丁目11番12号
債務者　大谷　晃世
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９０号
神戸市兵庫区駅南通３丁目４番25―1001号
債務者　三井康子こと　鄭　　康子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０号
青森県八戸市大字白銀町字白浜道２番地22
債務者　佐々木壬秀
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２４０５号
名古屋市名東区藤里町1201番地　藤の木団地７棟507号
債務者　可知　知子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５号
松江市菅田町255番地　グリーンタウンＦ７号
債務者　米原　　充
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３９号
山口県防府市大字浜方35番地の20
債務者　大田　拓希（旧姓笠井・安達）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
山口市葵２丁目８番41号　グランシードⅠ番館106
債務者　折口　大介
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
和歌山市栄谷386番地の１　プレジール高塚Ａ棟202号室、住民票上の住所和歌山県海南市重根488番地１
債務者　北端　里沙
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
大分県宇佐市大字辛島320番地　市営渚団地1300棟1303号、住民票上の住所大分県宇佐市大字辛島320番地
債務者　土谷　高利
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後３時15分　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１１５号
横浜市西区戸部本町１番13号
債務者　清水　　恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部